

コンプライアンス教育・啓発活動の計画・実施

関係者の意識の向上と浸透を図るため、以下に定めるコンプライアンス教育・啓発活動の計画・実施します。

1. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者を対象としたコンプライアンス教育を実施する
2. コンプライアンス教育の内容は、それぞれ者の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う
毎年9月に直前に実施された内部監査結果を踏まえて実施する
3. コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する
4. これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める
5. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する
6. 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する